

副大臣会議における議論の概要

平成23年6月
内閣官房

1. 第1回：1月25日

(1) 福山官房副長官から、ハーグ条約は家族や夫婦関係、国内法の整備等、省庁毎に問題が多岐に渡るとして、各省と緊密に連携をとりながら検討を進める重要性を指摘。

(2) 外務省から、条約の概要を説明。

(3) 法務省、厚労省、警察庁から、子の所在を特定する作業として条約で求められる水準やどのような場合に子の返還を拒否できるのか等について理解が不十分であるとの発言があり、福山副長官から、次回会合では外務省と法務省で調整して論点や外国の判例を共有するようとの発言があった。

2. 第2回：2月14日

(1) ハーグ条約の手の流れと論点に関し、外務省と法務省から、以下の説明を行った。

(イ) 申立て結果について、司法手続きに至る申立ては全体の半数以下であり、司法手続きに至るものでも7対3の割合で返還拒否が出されていること等。

(ロ) 子の返還拒否事由について、条約の趣旨を尊重しながらも、必要な保護を確保するためにどのような規定を設けるべきかを検討すべきであること等。

(2) 厚労省から、DVの場合は返還しないことを法文で書けないのか、第三者が子の意見を聞く仕組みを作れないか、返還が命じられた場合に元に住んでいた国で生活資力面をどのようにするのか（日本政府がバックアップするのか）、日本に戻ってきた場合に母子は福祉施設に入れられるのか、など指摘があった。

(3) 外務省から、帰国した際に問題がある場合に裁判所の判断で返さなくてよいという判断を行うこと自体は条約違反にならないと発言。また、法務省から、直接子に暴力がない場合に妻への暴力をどのように評価し得るのか考える必要があると述べた。

(4) 内閣府から、条約の遡及適用につき質問があった。

(5) 福山官房副長官から、今後の進め方に関し、何らかの形で当事者や有識者からヒアリングを行う必要があるとの発言があり、その機会を調整することとなった。

3. 第3回：2月25日

(1) 外務省から、返還申請を受ける場合と返還申請を行う場合のそれぞれにおける中央当局と関係機関の役割につき説明。

(2) 続いて法務省から、申立て、審理、裁判など返還命令手続の流れにつき説明。

(3) これに対して以下の発言があった。

(イ) (文科省) 就学情報の提供が求められるが、これはどの程度の協力が想定されるのか。

(ロ) (厚労省) 社会保障給付申請情報の提供が求められるが、住民票を確認するだけで十分ではないか。簡単にDV被害者の社会保障給付申請情報を出すことはできないし、児童相談所も守秘義務があるので保有する情報を簡単に出せない。条約は子が返還された場合に公的施設を提供することまで求めているものではないと承知。

(ハ) (警察庁) ハーグ事案のために特別な活動はしない、民事事案への対応として日常的な活動をする。もちろん、子の生命・身体に危険がある等の事情があれば話は別。

(ニ) (内閣府) DVを返還拒否事由として明確に位置づけてもらいたい。

(4) 副大臣会議として、3月中に日弁連、賛成・反対それぞれの立場からヒアリングを行うこととし、人選は民主党のハーグ条約検討小委に依頼することとなった。

4. 第4回：3月9日

ハーグ条約に反対する立場の当事者(3名(+弁護士2名))と「中立的」な立場の日弁連(6名)からヒアリングを行った。

(イ) 当事者3名は、いずれも米国からの帰国者であり、元夫のDV行為等に耐えかねて帰国。米国での裁判では主張が認められず、帰国する以外の方途がなかった等、各々の事情を説明。

(ロ) 日弁連6名からは、ハーグ条約を締結する場合の国内担保法のあり方、返還拒否事由の規定ぶり等について、2月18日の「意見書」に沿って説明があった。

5. 第5回：3月10日

(1) ハーグ条約に賛成する立場として外国人配偶者に子が連れ去られた経験のある当事者12名、弁護士1名からヒアリングを行った。配偶者の国籍、連れ去りの状況、現在の状態、裁判の結果など、陳述者の置かれた状況は様々であったが、次のとおり共通の指摘もあった。

(イ) 子が連れ去られた時、日本の政府機関のどこに相談して良いか分からなかった上、どこに相談しても「民事不介入」ということで冷たい扱いを受けたこと。

(ロ) 子が連れ去られた時、日本の弁護士を探そうにも、引き受けてくれる弁護士を見つけることが非常に困難であったこと。

(ハ) 外国の裁判所で争った時、日本はハーグ条約に入っていないこと及び過去に子を連れて逃げ帰った日本人の事例が多いことで、不利な判断がなされたり、子を

連れての移動（一時的な旅行も含む）が制限されたこと。

（２）その後、国内担保法の骨子案について意見交換が行われ、法務省と外務省から検討状況について紹介があった。

6. 第6回：4月12日

（１）国内担保法のうち中央当局の部分に関して、外務省から、現時点で中央当局をどの機関に置くか決着していないと前置きの上、次のとおり説明があった。

（イ）子が我が国にいる場合、中央当局は、子の所在の特定、任意の返還又は当事者間の解決をもたらすための助言、司法手続等の我が国の国内法制についての情報提供等を行う。子が外国に連れ去られた場合、外国の中央当局からの要請を受けて子の情報を収集したり、我が国の法令に関する情報を提供する。

（ロ）このように中央当局が具体的な事務を遂行するに当たっては、国内の関係行政機関から必要な協力を得ることを想定している。

（２）国内担保法のうち返還命令手続（特に返還拒否事由）の部分に関して、法務省から、次のとおり説明があった。

（イ）「相手方に対する暴力等」について言えば、父親から母親へのDVで返還拒否になるのは、それが子に害悪を及ぼすという点がポイント。

（ロ）兄弟姉妹の扱いについては、「包括条項」の中を含めることを考えている。

（３）これに対して以下の発言があった。

（イ）（厚労省）児童虐待防止法では、DVを子が見ることも児童虐待にあたるとしているが、このようなケースは返還拒否事由の中で拾われているのか。

（ロ）（内閣府）例えば日本人母親が子と共に米国に戻ったら暴力を受けると主張しても、米国人父親が子だけ戻ってくればいいと主張した場合はどうなるのか。

（ハ）（厚労省）返還拒否事由の判断の要素である子の意見について、具体的に何歳くらいの子を想定しているのか。児童福祉の関係では10歳が相場。ハーグ条約に基づく裁判手続において子の意見が尊重される仕組みを検討すべき。

（ニ）（文科省）子の就学情報の提供について、私立学校は教育委員会が把握できないので中央当局が学校と直接やりとりすることになるとの理解で良いか。

（ホ）（厚労省、文科省）子に関する情報を収集する過程で、子が自ら中央当局への情報提供に対して反対した場合、どうなるのか。

（４）国内担保法の骨子案について了承されるとともに、福山官房副長官が民主党ハーグ条約検討小委員会と官房長官へ報告を行うこととなった。

7. 第7回：4月25日

（１）まず福山官房副長官から、前回会合の後、民主党ハーグ条約検討小委員会の石毛鏡子委員長、今野東事務局長、井戸まさえ事務局次長に対して個別に説明を行った結果、

理解を示していただいたが、まだ詰めるべき点があるとして、党小委が21日に開かれることになったとの説明があった。

(2) 4月21日の党小委について、内閣官房から、政府側から内閣官房、外務省、法務省が出席し、これまでの副大臣会議における議論の経過や現状について説明し、中央当局の役割や返還拒否事由などについて質問・意見が提起され、4月28日に再び政府側出席により党小委の会合が開催される結果となった旨の報告があった。

(3) 今後の段取りについて、部門会議を含めた党内プロセスの運び方につき意見交換が行われるとともに、福山官房副長官から、5月の3週目前半に関係閣僚会議を開催し、5月20日に骨子案につき閣議了解を行いたい旨の発言があった。

(4) 中央当局の所在について、福山官房副長官から、党内プロセスの行方を見届けた上で関係閣僚会議の場において議論したく、それまでに外務省と法務省で論点整理も含め出来る限り調整しておいてほしいとの発言があった。

(了)